

冬期歩掛補正について

1 適用範囲

冬期歩掛補正は、屋外工事のうち、以下に該当しない工事に適用する。

- (1) 工場製作工事
- (2) トンネル工事
- (3) 除排雪工事等冬期条件下で施工することが前提となる工事
- (4) 建築工事
- (5) 測量設計業務
- (6) (1)～(4)の比率の大きい複合工事
- (7) その他、冬期条件による損失が認められない工事

2 補正の方法

- (1) 歩掛補正は、便宜的に労務単価に対して行うものとし、次式により冬期補正設計労務単価を算出して積算するものとする。

$$\text{冬期補正設計労務単価} = \text{基本設計労務単価} \times (1 + \text{冬期補正率})$$

- (2) 冬期補正率は、以下のとおり。

ア 単年度工事の場合

当該工事の「工事開始日※¹の月」及び「工期末の月」の組合せに相当する、下表の率とする。

(単位：％)

工事開始日の月 工期末の月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－	－	－
12月	1	1	1	1	1	1	2	3	5	－	－	－
1月	1	1	2	2	2	3	3	4	7	8	－	－
2月	2	2	2	2	3	3	4	5	6	7	6	－
3月	2	2	2	2	3	3	4	4	5	5	4	2

イ 複数年度工事の場合（県債工事等）

各年度の「工事開始日※¹の月」及び「工期末の月」の組合せに相当する上表の率に、当該年度の工事月数を乗じた和を、全体の工事月数で除した率とする。

なお、冬期補正率は、整数止めとする。（少数第1位四捨五入）

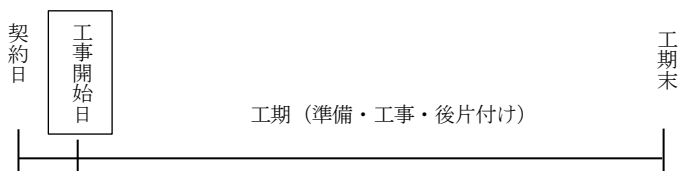
$$\begin{aligned} \text{冬期補正率} &= \{ (\text{初年度目補正率} \times n_1 \text{ か月}) + \cdots + (\text{N年度目補正率} \times n_N \text{ か月}) \} \\ &\quad / (n_1 \text{ か月} + \cdots + n_N \text{ か月}) \\ &\quad (n_1、\cdots、n_N : \text{各年度の工事月数} \quad N : \text{複数年度数}) \end{aligned}$$

3 補正上の留意点

- (1) 本基準の補正率により積算することが著しく不適當と認められる場合は、農村整備課防災・積算グループと協議し決定すること。
- (2) 設計変更等により工期の変更が生じた場合の冬期補正率は、原則として当初発注の率により行うものとする。ただし、当初発注の率により積算することが著しく不適切な場合については、防災・積算グループと協議し決定すること。
- (3) 補正後の労務単価は、円止まりとする。（円未満切捨て）
- (4) 運転手（特殊・一般）、助手は、補正対象としないものとする。
- (5) 工期の設定に当たっては、その妥当性を十分検討すること。

※1 「工事開始日」とは、設計図書における工期の始期日（余裕期間を設定する工事にあつては着手期限日）をいう。

【通常の工事】



【余裕期間設定工事】

